

シルバー人材センター利用者及び会員の皆さんへ

～令和8年4月1日よりシルバー人材センターの契約関係を見直します～

●令和6年11月1日にフリーランスを保護することを趣旨としたフリーランス法が施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について令和8年4月1日より契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターを通じて、会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造になっていません。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が、法による保護を受け安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からもシルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては契約方法の変更についてご理解をお願いします。

●新しい契約方法（包括的契約）について

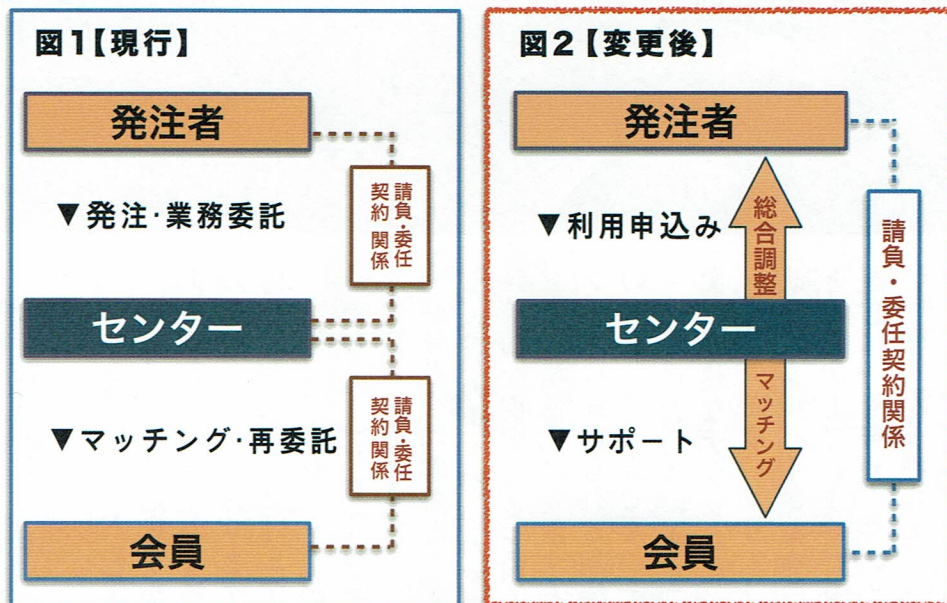
◆今までは・・・発注者からの業務依頼をセンターが受け、発注者とセンターとの間で委託契約締結後に、会員にその業務を再委託していました。

◆これからは・・・

- (1) 発注者が「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」の内容に同意して、センターと利用契約を締結します。(規約はホームページ参照)
- (2) センターは依頼された業務に係る就業条件を会員に明示し、会員が同意した場合に「発注者」「会員」「センター」の三者による包括的な契約関係が成立します。

◎形式的な契約関係が生じますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。

見直しのイメージ



※フリーランス法とは？

個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会
 公益社団法人 更埴地域シルバー人材センター

●契約方法の変更に伴う留意点

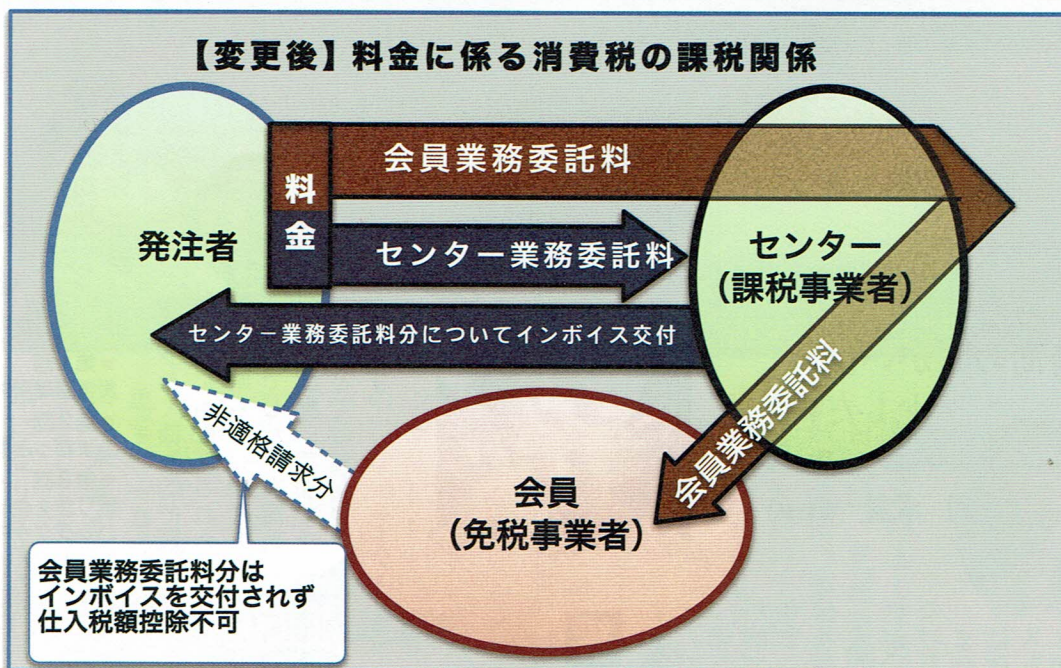
- ◆センターに仕事を発注する際には、これまでと大きな変更はありません。
 - ◆センターから発注者への請求書等について変更点がございます。
 - ・事務手続きの流れについては現行と同様です。
 - ・変更点としては、請求書の内訳が「センター業務委託料」と「会員業務委託料」の2つの項目に分けて記載されます。この2つをまとめた合計金額が請求金額となります。
- 適格請求書（インボイス）制度のためです。

●適格請求書（インボイス）の適用は下記のようになります

- ◆センター業務委託料については、シルバー人材センターは適格請求書発行事業者のため消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付します。（消費税額等の記載あり）
- ◆会員業務委託料については、シルバー会員は消費税免税事業者のため消費税に係る適格請求書（インボイス）を発行することができません。（消費税額等の記載なし）

※そのため、会員業務委託料については、消費税の仕入税額控除が適用されませんので、事業者の方は申告の際にご注意ください。

なお、個人や家庭等は消費税申告納税対象外です。



※発注者が次のいずれかに該当する場合、見直し後も、これまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

① 個人や家庭など事業者ではない者	消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
② 簡易課税制度を選択している事業者	消費税納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
③ 官公庁などの一般会計による事業	みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い